⑶　東北地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　単体有資格業者にあっては、平成６年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下、「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、次のㇷ゚からㇷ゚までの全ての要件を満たす新営（新築又は増築）工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

ㇷ゚　建物用途　庁舎、事務所又は類似施設（基礎、躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）

ㇷ　構造・階数　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造　いずれの場合も地上３階以上

ㇷ゚　建物規模　延べ面積　4,500㎡以上

⑹　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、構成員のうちいずれか１社が、元請けとして完成・引き渡しが完了した、上記⑸の要件を満たす新営（新築又は増築）工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

その他の構成員にあってはそれぞれ平成６年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次のㇵからㇵまでの全ての要件を満たす新営（新築又は増築）工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

ㇵ　建物用途　庁舎、事務所又は類似施設（基礎、躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）

ㇷ　構造・階数　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造　いずれの場合も地上２階以上

ㇵ　建物規模　延べ面積　1,000㎡以上

⑺　単体有資格業者又は経常建設共同企業体（甲型）の構成員のいずれか１社については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間は、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任は要しない。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成６年４月１日以降に、元請けとして完成・引き渡しが完了した、上記⑸の全ての要件を満たす新営（新築又は増築）工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できることとし、うち１人が前記の施工経験を有する者であること。

また、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は入札説明書参照。）。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　当該工事の技術提案が適切で具体的に示されていること。

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次の②の技術提案を受け付け、①及び②と価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案

ａ．コンクリート躯体の品質確保について

ｂ．工事中の安全及び周辺環境保全のための対策について

⑵　落札者の決定方法

①　入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記⑶「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ⓐ　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

なお、予定価格は、設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。

ⓑ　技術提案における最低限の要件（以下「要求要件」という。）として、入札説明書及び設計図書に示される条件を満たしていること。

②　上記①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑶　総合評価の方法

①　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点100点を与える。

②　施工体制評価点及び加算点　資料の内容に応じ、下記ⓐの評価を行い施工体制評価点を与え、また㋑の評価項目毎に評価を行い、加算点を与える。

施工体制評価点の最高点数は30点、加算点の最高点数は40点とする。

なお、㋑技術提案の評価は入札説明書等に示された内容（以下「標準案」という。）について、それと異なる施工方法等（以下「ＶＥ提案」という。）を評価し標準案は評価しない。

ⓐ　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

㋑　技術提案

ａ．コンクリート躯体の品質確保について　コンクリート躯体の品質確保に係る施工方法等の提案（コンクリート工事（材料・調合から打設・養生まで）、型枠工事、鉄筋工事等）について、提案内容に応じてポイントを与え、その合計ポイントの最上位者に加算点20点、標準案（０点）を除く者には獲得ポイントに応じて比例按分した加算点（小数第２位切捨）を与える。

ｂ．工事中の安全及び周辺環境保全のための対策について　工事中の安全及び周辺環境保全のための対策（工事車両の運行計画、騒音・振動及び粉塵対策、安全及び防犯対策等）について、提案内容に応じてポイントを与え、その合計ポイントの最上位者に加算点20点、標準案（０点）を除く者には獲得ポイントに応じて比例按分した加算点（小数第２位切捨）を与える。

③　入札価格及び技術提案に係る総合評価は、入札者の申込みに係る上記①及び②により得られた標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

⑷　⑶②㋑の評価項目の詳細は入札説明書による。